

平成29年度

# 学校教育計画

大阪府立桜塚高等学校

全日制課程

# 目 次

1	めざす学校像	-----	1
2	学校教育活動の方針	-----	1
	（1）学習指導の方針		
	（2）特別活動の方針		
	（3）道徳教育及び生徒指導の方針		
	（4）進路指導の方針		
	（5）人権尊重の教育の方針		
	（6）健康管理と指導の方針		
	（7）学校運営の方針		
	（8）教員の研修方針・研修計画		
3	校務分掌	-----	8
	（1）校務分掌表		
	（2）クラス別生徒数		
	（3）生徒会活動、部活動生徒数一覧表		

# 1 めざす学校像

多文化社会に生きるリージョナル（地域の）リーダーからグローバルリーダーの育成へ。

- 1 学ぶ力をつける……生徒の学ぶ意欲を向上させて確かな学力を身につける。
- 2 人間力をつける……知・徳・体のバランスのとれた人間性を育み、人間力をつける。
- 3 地域から信頼される学校をつくり、高い志と夢を持ったグローバルリーダーを育成する。
- 4 学校の組織力の向上と活性化

## 2 学校教育活動の方針

### （1）学習指導の方針

#### ・何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力をふまえた次期学習指導要領を見据え、より社会に開かれたカリキュラムを意識しつつ、各教科等で育む「基礎的・基本的な知識・技能の習得」とそれを基盤とした「思考力・判断力・表現力等の育成」の目標や内容を教科スタンダードで明確に示す。これに応じた適切な学習内容と教材を各教科で吟味し、わかりやすい形で生徒に伝える。また、生徒個々の進路実現をはかるために、大学入試や新学力テストへの対応も視野に入れて、各教科において必要な学習課題の工夫と精選を行う。

#### ・どのように学ぶか

基本は授業である。日々の授業において、ICT機器の活用やアクティブラーニング型授業形態の導入により「主体的・対話的で深い学び」を実現させるとともに、観点別学習評価を適正に行うことにより、生徒自身が自らの学習目標や授業への取組み姿勢を自覚できるようにする。

全教員が生徒の視点に立った「わかる」「魅力ある」「意味のある」授業を実践し、教科を越えた授業の相互見学や日常的な情報収集と情報交換、日々の研鑽などにより学び続ける姿勢を持ち、不断の授業改善・授業力向上に努めることで「授業の桜塚」を実現する。

能動的・自発的な学習姿勢の育成と家庭学習の習慣化を促し、自学自習の深化と連関させて個々の学力の向上をはかるとともに、生徒相互の学び合いの深化により生徒集団全体の学力レベルと学習へのモチベーションの向上をめざす。また、毎朝 10 分のモジュール演習（朝学）で英語・国語・数学の基礎学力の確実な定着をはかる。

#### ・何ができるようになるか

自らの進路を切り拓くための高い学力レベルと学習のモチベーションを獲得する。急速に技術基盤や産業構造、社会構造が変化する不確実な社会において、不断に学び続け未来社会の担い手となる資質を持つ。多様性と異文化へ深い理解と共感をもち、他者に向けて積極的に発信を行い、必要な情報を取捨選択できる能力を兼ね備える。それらを可能とするために必要な教科学習の力、教科横断的なスキルを身につける。

### （2）特別活動の方針

本校の生徒は自主的に学校行事に取組み、体育祭、文化祭を中心とする伝統的な学校行事を大切にしてきた。今後ともその活動をさらに充実させ、発展させていく。

部活動への学校としての取組みは、生徒の自主的活動を支援する形で展開してきた。例年、全校生徒の 80% 近くの生徒が何らかの部活動に参加している。特に 1 年生は 90% の生徒が参加している。今後とも学習への取組みと両立を図りながら健全な部活動を推進していく。

本校の特別教育活動にあたっては、生徒が自ら部活動や行事に積極的に参加することを重視し、

学年を超え、異年齢のなかで自主的な活動や体験を経験しながら、互いに競い合い、支え合い、自己のさまざまな能力や資質を発見・理解するよう、また、協働性・自主性・自律性を育み、周囲の人間と豊かな人間関係を構築することができるよう取り組んでいく。

### (3) 道徳教育及び生徒指導の方針

#### ① 道徳教育

教職員の共通理解・連携を深めながら、ホームルーム活動を中心に、あらゆる教育活動の場において、道徳教育の推進に努める。

- ・自律の精神や社会連携の精神を養う。
- ・学校、社会のルールを守ることの重要性を認識させる。
- ・自らの義務・責任を果たし、進んで社会に役立つとする公共の精神を身につけさせる。
- ・礼節を重んじ、自ら進んで挨拶を行うようにする。
- ・国際社会において活躍できる広い視野と異文化理解の態度を養う。

#### ② 生徒指導

##### ア 人間力の育成

生徒のもつ規範意識や温かさ等の美質を更に伸ばし、挑戦する意気込みを持つ有意な生徒を育てる。

##### イ 生徒指導、とくに個人指導の徹底

生徒の全面的発達の見地から、形式的画一的指導を排する。生徒の自尊感情を育み、納得と理解に基づいた家庭と連携した指導を行い、課題のある生徒の早期発見、問題行動の予防に努める。そのために担任は勿論、教科担当者や部顧問による意識的・支援的声掛けと組織的情報共有を行う。保護者とは常に密接な連絡・連携を行い、個々の生徒の心身状況を把握に努める。また、生徒自治会活動、ホームルーム、クラブ活動は、生徒の人格形成にとって重要な領域であるので、生徒の自主的活動を促進援助し、常に集団の中に自己を見出すよう支援する。規則正しい生活を励行し、全校をあげて遅刻数の縮減を果たす。自転車通学者に対する交通ルール・マナー指導を徹底する。

### (4) 進路指導の方針

(1) において述べた「学習指導の方針」のもと「授業力」を高めるとともに、放課後や長期休業中の講習を組織的に計画し、生徒の進路希望の実現を図る。学校経営計画の中期目標である国公立大学50人合格・関関同立250人合格に向けて、入学から卒業までの3年間を見通した進路指導計画(ロードマップ)により、以下の取り組みを行う。

- ① 社会状況、生徒の意識、大学入試の変化等に的確に対応し、あらゆる機会をとおして生徒の主体的進路選択の支援を行う。
- ② ホームルームや進路だよりの発行等をとおして日常的な情報発信を心がけ、意識の喚起をはかる。保護者、外部の関係機関に対しても出来る限りの情報発信につとめる。
- ③ 外部教材(スタディーサポートなど)や外部模試を積極的に活用する。
- ④ ロードマップを踏まえ、学年・教科と連携した計画的・系統的・継続的な指導を行う。

- ⑤ 日々の授業と学校生活の充実、クラブや学校行事との両立を指導の基盤に据える。
- ⑥ 進路指導室・進路閲覧室の利用促進をはかり、広報、資料の充実につとめる。
- ⑦ 進路実現の動機付けを促すため、高大・地域連携事業を積極的に活用するなど大学、行政、地域団体、企業、NPOなど外部関係機関との連携を密にする。
- ⑧ インターンシップや体験活動など、キャリア意識向上を目的とする活動を重視する。
- ⑨ 個々の生徒との面談に時間を割ける体制をつくとともに、就職希望者、専門学校進学希望者、海外の大学への進学希望者など、多様な進路希望に対応できる体制を整える。また奨学金やファイナンスに関する情報収集、発信につとめる。
- ⑩ 進路選択において生徒の人権が侵害されるような事象がないよう配慮する。障がいを持つ生徒の進路指導についても、本人・保護者の意向をふまえて最大限の配慮を行う。

## (5) 人権尊重の教育の方針

日本国憲法前文において「確認」されている「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏を免れ、平和のうちに生存する権利」が守られ、正しく行使される社会の実現に向けて積極的に考え、行動する市民の育成を目的として人権尊重の教育を行う。

- ① 基本的人権の根幹となる「個の尊重」を基本に据えて自尊感情を育み、他者を大切にすする「豊かな人間関係・社会関係づくり」の力を日常の学校生活において育成する。
- ② 身近な地域社会にある人権に関わる具体的諸問題を知り、その解決のために自らが貢献できることについて真摯に考え、実行する姿勢をはぐくむ。
- ③ 国際社会の問題に目を向けて問題の本質と解決の方向性を探り、自ら、自分たち、日本社会、が現在または将来において果たすべき役割について考え、実行する態度を涵養する。
- ④ 「いじめ」が重大な人権侵害であると同時に、「いじめ」はどの子どもにも、どの学校でも起こり得るとの認識に立ち、「学校いじめ防止基本方針」に則り「いじめ対策委員会」を中心に組織的に取り組む。
- ⑤ いわゆるLGBT等の性的少数者への理解を進め、学校をすべての人が「生きやすい」場所とする。

以上の5点を念頭に置いて日常の教育活動における人権学習および各学年が企画する人権学習を実施する。

近年、ソーシャルネットワークの普及等に伴い、生徒の人間関係が複雑化し、見えにくくなっていることは否めないが、個々の教員が教育活動のさまざまな場面で生徒としっかり向き合って対話する姿勢をこころがけ、教員同士が協力しあって教育活動を実践することによって問題事象の予防、迅速な解決が可能になる。したがってそのための環境づくりを志向する。

また、教員自身が時代に即した人権感覚にそって教育を実践していけるように各教員が研鑽を積むことはもとより、教員研修の充実につとめる。

## (6) 健康管理と指導の方針

- ① 健康の保持・増進が、生徒自身にかかわる最も重要な問題であることに気付かせ、健康の自己管理能力を育成する。
- ② 学校安全の確保に万全を期し、学校内外における活動による傷病、災害等の事故防止に努め、人命尊重の精神を育成する。
- ③ 定期健康診断を柱に日常の健康相談・健康観察により、疾病や異状の早期発見に努めるとともに、事後指導を適切に行い、学校生活や学習への配慮に努める。
- ④ 学校内外において有機的な連携を図り、指導上配慮を必要とする生徒の実態把握と情報の収集・発信に努める。深刻な課題のある生徒や課題が長期化している生徒については、健康支援協力者、関係者会議を開くなど外部機関と連携し、情報の共有化を図って学校として適切な対応をとることができるようにする。さらに、問題の改善のみならず、予防的・開発的な対応について配慮する。
- ⑤ 生徒の健全な発達を保障し人権を擁護する視点から、いじめ問題の早期発見と早期対応を図る。また、いじめ問題を多面的に捉らえて、積極的に予防的・開発的な対策を立案し実践する。
- ⑥ 薬物乱用は生徒の心身に重大な影響を与えることから、関係部署と連携し「薬物乱用防止教室」を毎年開催して、心身の健康面から協力して取り組む。
- ⑦ 学校環境衛生の整備や安全確保に努め、学校事故の防止、学習能率の向上を図る。
- ⑧ 感染性胃腸炎など感染症が年間を通じて発生している現状や、結核、インフルエンザや麻疹の流行をふまえ、感染症に対する健康教育・予防教育を推進する。
- ⑨ 喫緊の課題である性感染症の予防やエイズに関する指導について、教科学習で学んだ知識をふまえながら、これら健康課題に対し保健指導を推進する。

## (7) 学校運営の方針

校長の定める今年度の「学校経営計画」のもと、以下のように学校を運営する。

### ① 学ぶ力をつける

- ア. 生徒の学ぶ意欲を向上させ確かな学力を身につけるために、正課授業の集中度を高める。アクティブラーニングや授業形態の工夫、観点別評価等で、生徒の授業へのさらなる意識向上を図り、授業満足度の向上と授業力の向上（「桜塚教科スタンダード」の実現）をめざす。
- イ. 朝学（総合基礎）の充実を図り、基礎的・基本的な学力の確実な定着・充実に努める。家庭学習習慣の定着。放課後や長期休業中の学習機会を確保・拡大していく。（自習室、講習）
- ウ. 専門コース（グローバルスタディコミュニケーションコース [G S C] とグローバルスタディサイエンスコース [G S S]）制を生かし、生徒の学力の更なる効果的な向上を図り、第一希望の進路実現を図る。国公立大学や「関関同立」など難関私大への進路希望の実現に寄与し、国公立50名以上「関関同立」250名以上の合格を目標とする。
- エ. ICT機器である電子黒板とタブレット型端末を有効に活用することで、「よりわかりやすい授業」を行い生徒の学力（特に、英語を中心としたコミュニケーション能力）の向上に資する。また、外部講師による希望生徒向け英検対策講座を導入することで、より英語の力を向上させる。

## ② 人間力をつける

- ア. 人間関係構築の第一歩として、あいさつがさらにしっかりと行われる学校をめざし、「あいさつ運動」を実施すると共に遅刻数を減少させる。
- イ. 教育相談体制の充実。「生徒一人ひとりを大切にす」本校の教育を推進し、カウンセリングマインドを取り入れた指導を組織的に行い生徒相談機能を高める。
- ウ. 地域連携・地域貢献活動・国際交流活動を行うことで異世代・異文化との交流に生徒が参画し、教員は活動を支援・促進する。
- エ. 部活動、自治会活動等を通じて生徒に達成感や自尊感情を育む。
- オ. 全・定併置校の特色を活かし、互いの協力関係を密にし更に有効有意な関係を構築する。

## ③ 地域の信頼される学校としての桜塚を促進・広報する

- ア. 創立80周年を生かし、OB・OG、豊中市役所をはじめとする公的機関、大学、各種団体との連携と支援を生かした取組みを展開する。
- イ. 平成24年度に岩手県立大槌高等学校と締結した「さくら協定」に係る事業を発展させ、東日本大震災の被災地に寄り添い連携する態度のさらなる涵養を図り、持続的な支援や交流を行う。
- ウ. WEB Page を更に見やすくし、更新を頻繁に行う。生徒も、WEB Page の部活動・自治会活動部分の更新等に参画。中学校訪問や学校説明会等を開催して広報活動を積極的に行う。

## ④ グローバルリーダーの育成

- ア. 国際社会で通用する人材を育成するため、異文化や習慣の違いを尊重する精神を育む為国際交流を積極的に進める。長期、短期の留学生を積極的に受け入れる。
- イ. 国際的なコミュニケーション能力を育成するために、国際的共通語としての英語のコミュニケーション能力の育成に努める。「めざす学校像」を実現させる為に、専門コース制を生かし、より英語や理数系科目を強化し、高い志と夢を持ったグローバルリーダーを育成する。

## ⑤ P D C A サイクルにより学校の組織力の向上と活性化

- ア. 運営委員会のメンバーは、学校全体の立場からも意見交換を行い、本校の課題に対する基本的な方向性を確立することに寄与する。
- イ. 「学校組織運営に関する指針」に基づく学校運営を行うために、学校運営の基盤となる種々の内規等の整理・改善を行う。
- ウ. 「学び続ける」教職員の組織的・継続的な人材育成を図る。
- エ. ノークラブデー、全庁一斉退庁日の実施。残業時間月平均80時間未満の厳守。
- オ. ミドルリーダーの育成。経験の浅い教職員へのOJT等の充実を図る。

## ⑥ 個人情報等の適正管理

- ア. 個人情報等の適正管理をめざす
- イ. 校内の備品等の適正管理をめざす

## (8) 教員の研修方針・研修計画

教育の成果は教員の人格、教養並びに研究意欲にかかるものである。教員は常に研修を怠らず、真摯な態度で指導に当らねばならない。そのため本年度も下記研修計画に基づき教職員の資質向上をめざしていく。

### ① 各科教育研修会への参加

各研修会への参加、各学会への出席等はなるべく多数参加できるように配慮する。研

修参加者からその研修成果を教職員全体へ還元できるよう、伝達講習の機会を設定し教職員の力量を高めていく。

② 各教科研究会

教科ごとに週1回打合せ会を開き、学習指導要領の研究、教材研究、指導法の打合せ等を行う。なお、必要に応じて教科主任会を開き、相互の連絡を密にする。

③ 校内研修会・講演会

本年度の教育目標や本校の教育課題に応じた「テーマ」を設定し職員研修を計画する。一般教養・教職教養に関するもの、学習指導に関するもの、生徒指導に関するもの、人権教育に関するもの、健康教育に関するもの、不祥事防止に関するもの等、今日的教育課題の解決を図るため、講師を招いての講演会や研修会を開く。

④ 人権教育推進のための研修

あらゆる面で差別のない社会を築くことをめざし、本校の人権教育推進委員会を中心に推進していく。教員の人権意識の向上と人権教育の効果的な教育方法を探るために、人権教育研究成果の今日的手法として提唱されている参加・体験型人権研修を行う。

⑤ 補足

ア 人権教育推進委員会が中心となって立案する人権教育研修会を定期的で開催し、人権教育について共通理解を深める。また、豊中人権協の指導で、教職員・PTA対象に人権研修会を実施する。

イ 教職員の研修用として、人権教育に関する図書・各種資料を整備し、全教職員がこれを利用して、日々のあらゆる教育活動に役立てる。

ウ 事務職員については、日常の中で人権尊重の姿勢のあり方について研修をすすめる。

## 教職員研修計画

実施予定	形 式	内 容
5月	外部講師による講義	スタディサポート結果と活用法①
6月	外部講師による講義	観点別評価の具体的評価基準について
8月	外部講師による講義	障がいを持つ生徒に対する「合理的配慮」について
9月	グループ討議	不祥事防止について
10月	外部講師による講義	スタディサポート結果と活用法②
1月	外部講師による講義	授業力向上のために

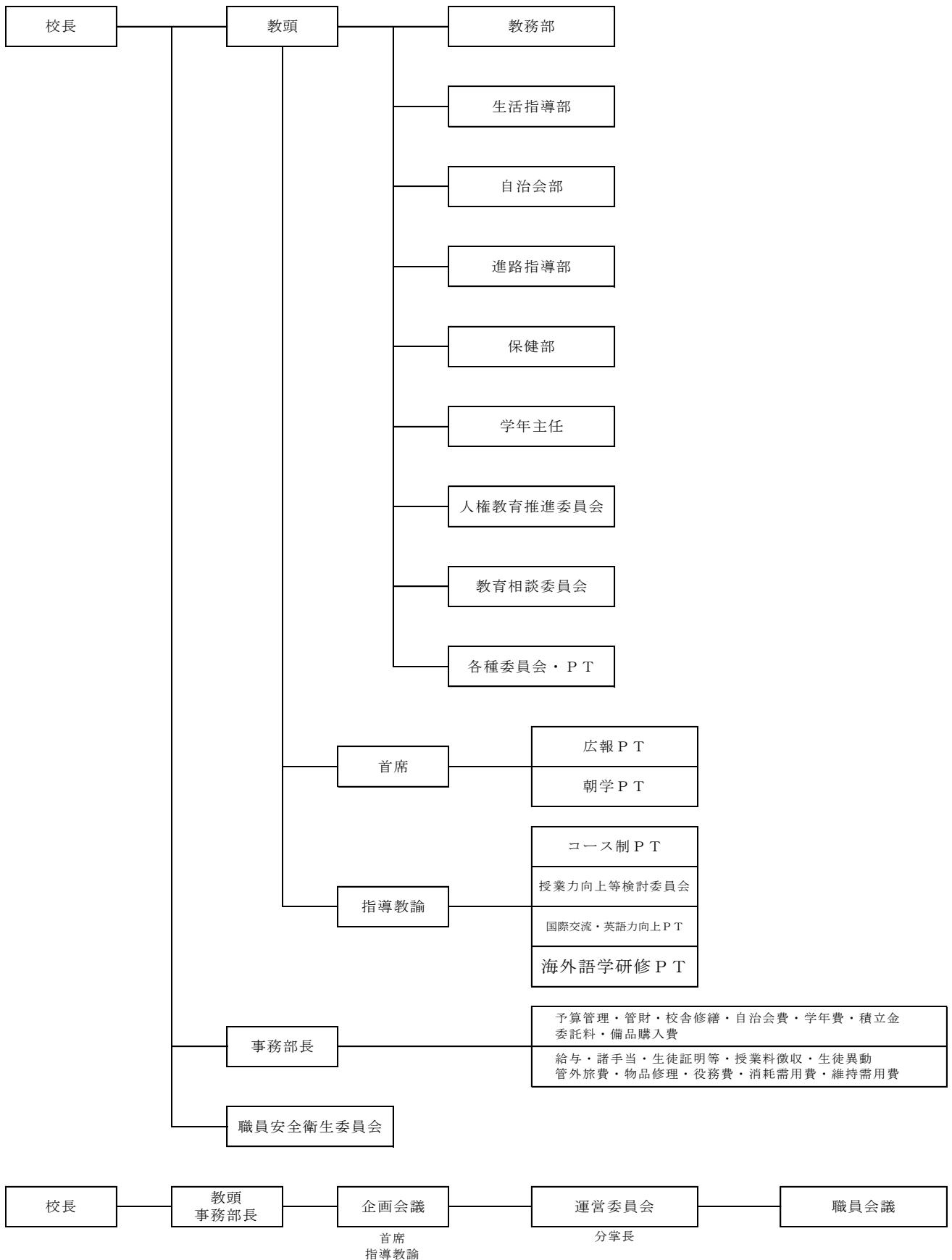


校内定例研修会

	会 名	曜日	時限	人数	備 考
部	教務部	金	2	1 2	授業、教務
	生活指導部	水	2	1 2	遅刻・自転車指導
	自治会部	木	2	1 2	自治会、HR
	保健部	金	4	1 1	健康管理、安全管理、環境衛生管理
	進路指導部	金	3	1 2	進学指導、就職指導
学 年	一年担任会	火	2	9	内容により学年団に拡大
	二年担任会	火	1	1 0	同上
	三年担任会	火	5	1 0	同上
教 科	国語科研修	火	放課後	1 0	
	地歴・公民科研修	火	放課後	7	
	数学科研修	火	放課後	1 1	
	理科研修	火	放課後	7	
	英語科研修	火	放課後	1 4	
	体育科研修	火	放課後	6	
	芸術科研修	火	放課後	3	
	家庭科研修	火	放課後	1	
	情報科研修	火	放課後	1	
他	学年主任会	金	放課後	3	各学年の課題や取り組み紹介・経験交流・情報交換
	教育相談係会	金	5	6	不適応生徒の情報交換と援助のあり方についての検討

### 3 校務分掌

#### (1) 校務分掌表

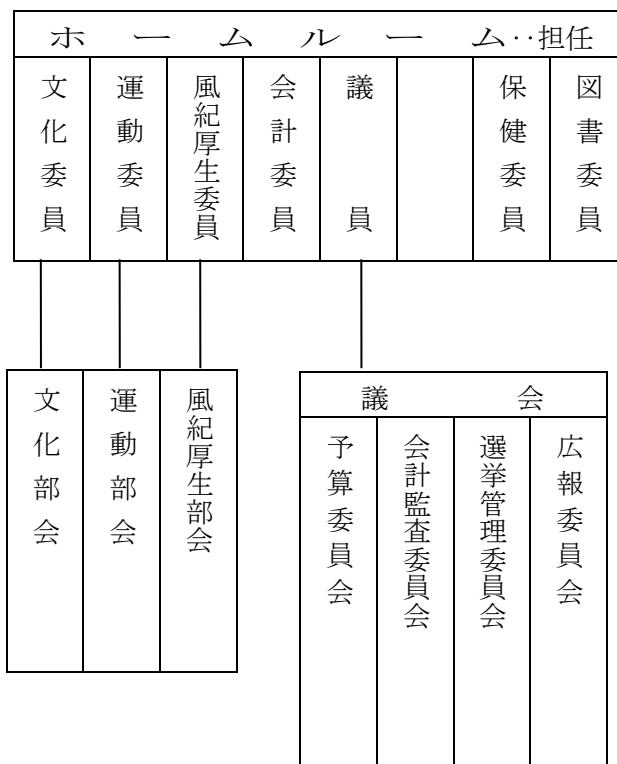


## (2) クラス別生徒数

平成29年5月1日現在

学年	学級	生徒数			
		男	女	計	
第一学年	1	20	21	41	
	2	20	21	41	
	3	20	21	41	
	4	19	21	40	
	5	19	21	40	
	6	19	21	40	
	7	14	26	40	
	8	13	27	40	
	9	13	27	40	
	計	157	206	363	
第二学年	1	23	18	41	
	2	14	25	39	
	3	22	19	41	
	4	14	24	38	
	5	23	19	42	
	6	15	23	38	
	7	21	19	40	
	8	23	18	41	
	9	11	28	39	
	10	11	28	39	
	計	177	221	398	
第三学年					
	1	27	11	38	
	2	24	15	39	
	3	14	24	38	
	4	15	24	39	
	5	16	24	40	
	6	13	27	40	
	7	13	27	40	
	8	12	28	40	
	9	12	28	40	
計	146	208	354		
総計		480	635	1115	

(3) 生徒会活動、部活動生徒数一覧表



執行委員会
会　　長
副　会　長
総務部長
会計部長
文化部長
運動部長
風紀厚生部長

クラブ連絡会
各クラブ・同好会代表 (部長・マネージャー)

- ・ 各クラス委員は2名ずつ。但し、図書委員は1名。
- ・ 任期は視聴覚、保健、図書が1年間。他はすべて半年。
- ・ 保健委員は保健部、図書委員は図書運営委員会が指導する。

クラブ	所属生徒数					
	1年		2年		3年	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
合気道			2	4	1	3
柔道	2		1		2	1
剣道	1	2	5	1		1
卓球	5		7			
水泳	6	6	8	10	4	5
硬式テニス	14	6	16	3		
ソフトテニス		2		6		
サッカー	24	3	20	3		
ラグビー	6	3	13	2	6	1
陸上	7	7	7	11	10	3
硬式野球	28	6	23	2	13	3
男子ハンド	9	4	9	1	19	2
女子ハンド		9		8		
男子バスケ	11	2	9	3	7	1
女子バスケ		8		7		5
男子バレー	12	3	9		5	2
女子バレー		10		12		9
バドミントン	3	13	10	21	3	9
体操		2		2		
ボクシング(同好会)					6	
小計	128	86	139	96	76	45
ESS			1	4		4
写真			1	1		1
音楽				6		5
科学	1	1	4	1		
家庭科				1		3
茶道		3		7		3
箏曲		5		4		3
美術	1	2		2		2
軽音楽	12	31	10	23	8	26
吹奏楽	2	18	2	16		
イラスト			2	4	1	4
書道				4		
演劇		3		4		3
ダンス	1	34	1	29		
小計	17	97	21	106	9	54
総計	145	183	160	202	85	99